

当座勘定規定書（一般）／新旧対照表

当座勘定規定書（一般）

改訂後	改訂前
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>1 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>2 前項の支払にあたっては、手形または小切手振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みませぬ）があります。</u></p> <p><u>3 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>1 （同左）</p> <p><u>2 （新設）</u></p> <p><u>3 （同左）</u></p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>1 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>2 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>3 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。</p> <p><u>4 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u></p> <p><u>5 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>6 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 （同左）</p> <p><u>4 （新設）</u></p> <p><u>5 （同左）</u></p> <p><u>6 （新設）</u></p>

当座勘定規定書（一般）／新旧対照表

改訂後	改訂前
<p><u>7 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、 当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付しま す。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限 りではありません。</u></p>	<p>7 （新設）</p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>1 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（<u>電磁的 記録により当行に画像として送信されるものを含みます</u>）を、届出の 印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと 認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届出書類につき、 偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害につい ては、当行は責任を負いません。</p> <p>2 手形、小切手として使用された用紙（<u>電磁的記録により当行に画像と して送信されるものを含みます</u>）を、相当の注意をもって第8条の交 付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変 造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様 とします。</p> <p>3 この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために 生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>1 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出 の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないもの と認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届出書類につき、 偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害につい ては、当行は責任を負いません。</p> <p>2 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の 交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、 変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同 様とします。</p> <p>3 （同左）</p>
<p>第27条（手形交換所規則による取扱い）</p> <p><u>1 この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に 従って処理するものとします。</u></p> <p><u>2 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急 措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期 間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、 その緊急措置に従って処理するものとします。</u></p>	<p>第27条（手形交換所規則による取扱い）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 （新設）</p>

当座勘定規定書（一般）／新旧対照表

改訂後	改訂前
<p><u>3 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>	<p>3（新設）</p>
<p>（削除）</p>	<p><del>第28条（個人情報センターへの登録）</del>          個人取引の場合において、つぎの各号の事由が1つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p><del>1 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</del></p> <p><del>2 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</del></p> <p><del>3 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</del></p>
<p>第28条（休眠預金等活用法に係る異動事由） （略）</p>	<p>第29条（休眠預金等活用法に係る異動事由） （略）</p>
<p>第29条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） （略）</p>	<p>第30条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） （略）</p>
<p>第30条（休眠預金等代替金に関する取扱い） （略）</p>	<p>第31条（休眠預金等代替金に関する取扱い） （略）</p>
<p>第31条（規定の変更） （略）</p>	<p>第32条（規定の変更） （略）</p>

以上

当座勘定規定書（専用約束手形用）／新旧対照表

当座勘定規定書（専用約束手形口用）

改訂後（赤字下線部訂正箇所）	改訂前
<p>第7条（手形の支払）</p> <p>1 この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p><u>2 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>3 当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の請求手続きをしてください。</u></p>	<p>第7条（手形の支払）</p> <p>1 （同左）</p> <p><u>2 （新設）</u></p> <p><u>3 （同左）</u></p>
<p>第8条（手形用紙）</p> <p>1 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p><u>2 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u></p> <p><u>3 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。</u></p> <p><u>4 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u></p> <p><u>5 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>6 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限り</u></p>	<p>第8条（手形用紙）</p> <p>1 （同左）</p> <p><u>2 （新設）</u></p> <p><u>3 （同左）</u></p> <p><u>4 （同左）</u></p> <p><u>5 （新設）</u></p> <p><u>6 （新設）</u></p>

当座勘定規定書（専用約束手形用）／新旧対照表

改訂後（赤字下線部訂正箇所）	改訂前
<p><u>ではありません。</u></p>	
<p>第 12 条（印鑑の届出）</p> <p>1 当座勘定の取引に使用する印鑑<u>（または署名鑑）</u>は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。</p> <p>2 代理人による取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑<u>（または署名鑑）</u>を前項と同様に届出てください。</p>	<p>第 12 条（印鑑の届出）</p> <p>1 当座勘定の取引に使用する印鑑は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。</p> <p>2 代理人による取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑を前項と同様に届出てください。</p>
<p>第 14 条（印鑑照会等）</p> <p>1 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または<u>署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）</u>を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>2 手形として使用された用紙<u>（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）</u>を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>3 この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。</p>	<p>第 14 条（印鑑照会等）</p> <p>1 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影またはを届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>2 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>3 （同左）</p>
<p>第 24 条（手形交換所規則による取扱い）</p> <p><u>1</u> この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。</p>	<p>第 24 条（手形交換所規則による取扱い）</p> <p><u>1</u> （同左）</p>

当座勘定規定書（専用約束手形用）／新旧対照表

改訂後（赤字下線部訂正箇所）	改訂前
<p><u>2 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</u></p> <p><u>3 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>	<p>2 （新設）</p> <p>3 （新設）</p>
<p>（削除）</p>	<p><del>第25条（個人情報センターへの登録）</del>  <del>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が1つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</del></p> <p><del>1 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</del></p> <p><del>2 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</del></p> <p><del>3 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</del></p>
<p>第25条（休眠預金等活用法に係る異動事由） （略）</p>	<p>第26条（休眠預金等活用法に係る異動事由） （略）</p>
<p>第26条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） （略）</p>	<p>第27条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） （略）</p>
<p>第27条（休眠預金等代替金に関する取扱い） （略）</p>	<p>第28条（休眠預金等代替金に関する取扱い） （略）</p>
<p>第28条（規定の変更） （略）</p>	<p>第29条（規定の変更） （略）</p>

以上